

# 固定資産税の減額措置について

## —マンションの大規模修繕を実施した場合—

令和5年4月1日から令和7年3月31日までに、マンションの管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が完了したもののについて、固定資産税が減額になる場合があります。

### 要件

下記の1~3のすべての要件を満たす方が対象となります。

1. 築20年以上が経過している総戸数10戸以上のマンションであること
2. 過去に1度以上、大規模修繕工事（長寿命化工事）を適切に行っていること
3. 次のいずれかに該当すること

①管理計画認定マンションの場合

修繕積立金を管理計画認定基準以上に引き上げていること

②助言または指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション

助言または指導を受け、一定の基準に適合する長期修繕計画を作成または見直しを行っていること

### 減額内容

長寿命化に資する大規模修繕工事完了後の翌年度のみ、専有している対象床面積100㎡までについて、税額が3分の2になります。

※減額は1年間のみとなります。

### 手続き

改修工事完了後3か月以内に下記の書類をご提出ください。

1. 特定マンションに係る固定資産税減額申告書
2. 総戸数が10戸以上であることを証する書類
3. 過去工事証明書（写しでも可）
4. 大規模の修繕等証明書（写しでも可）
5. 次の区分に応じた書類
  - ①管理計画認定マンションの場合
    - 修繕積立金引上証明書（写しでも可）
    - 管理計画認定通知書または変更認定通知書
  - ②助言または指導を受けた管理組合に係る管理者等のマンションの場合
    - 助言・指導内容実施等証明書

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地  
小川町役場 税務課資産税担当  
TEL 0493-72-1221（内線 128、129、130）